

令和元年6月13日（木曜日）

（会議第4日目）

応招議員

1 番	小 永 正 裕	2 番	矢 野 依 伸	3 番	山 本 久 夫
4 番	山 崎 正 男	5 番	浅 野 修 一	6 番	吉 尾 昌 樹
7 番	濱 村 美 香	8 番	矢 野 昭 三	9 番	宮 地 葉 子
10 番	澳 本 哲 也	11 番	宮 川 徳 光	12 番	池 内 弘 道
13 番	中 島 一 郎	14 番	小 松 孝 年		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	松 田 春 喜
総 務 課 長	宮 川 茂 俊	企画調整室長	西 村 康 浩
情報防災課長	徳 廣 誠 司	住 民 課 長	尾 崎 憲 二
健康福祉課長	川 村 一 秋	農業振興課長	宮 地 丈 夫
まちづくり課長	金 子 伸	産業推進室長	門 田 政 史
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	今 西 文 明
建 設 課 長	森 田 貞 男	会 計 管 理 者	小 橋 智恵美
教 育 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	藤 本 浩 之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 沖 美 佑

令和元年6月第2回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和元年6月13日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第7号から議案第10号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

議 事 の 経 過

令和元年6月13日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願いします。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、中島一郎君。

13 番（中島一郎君）

おはようございます。

一般質問も今日で3日になりまして、執行部の方も大変お疲れと思いますが、私の方から4問について質問をさせていただきますので、どうか忌憚（きたん）のない答弁をお願いしておきます。

それでは、第1問と致しまして、水産業振興について質問を致します。

平成30年12月14日に、漁業法等の一部を改正する等の法律が公布されました。

漁業を再生させるために、漁業制度の見直しや乱獲を防ぐための資源管理が柱となり、約70年ぶりの漁業制度の抜本的な見直しとなりました。

こんにちでは、漁業者の減少や高齢化が進む中で利用されない漁場も出てきており、どうすれば浜を存続させることができるか。このことが当面の課題となっています。

現況では、適正かつ有効利用をしている漁業権者の漁場利用を確保しながらも、利用されていない漁場については、地域内外から新規参入、これは企業参入などでございますが、などを含めた水源の利用ができることにもなりました。

漁業権とは、沿岸域で漁業を営む権利のことであり、漁業法では、地元の漁協や漁業者に優先的に割り当てられたものと定められたものでありますが、この規定がなくなることより、地域の漁業者は適切かつ有効に漁場を利用していないと、高知県の知事の判断によって、これらの漁場の利用を考えたとき、地域の水産業の発展に最も寄与する相手に漁業権を与えることができることにもなりました。

日々沿岸漁業を担い、頑張っている漁業者の皆さんにとっては、安心して漁場利用ができる仕組みづくりを望まれておりますが、今回の法改正では、このことに対する保障はなくなり、漁民の方から不安視する声も聞かれております。

このことは国の施策のことでもありますが、町はどのように受け止めているのか。

まず、初めに質問致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

おはようございます。

それでは、漁業制度の見直しに関する質問にお答え致します。

漁業法に関する制度改正につきましては、水産庁および高知県において、7月の施行に向けた準備が現在行

われていると承知しております。

漁業権の免許につきましては、県の所管業務となっていることから、漁業権の免許、特に地域内外からの新規参入に際し黒潮町の漁業権、漁業者が安心して漁業を営めるよう、県、県漁協および関係漁業者に働き掛け、支障が出ないようにしていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

行政の方も私と同じような考え方を持ってくれているということですので、一安心をしているところでございますけども。

ちょっと、ここでお聞きを致しますが、黒潮海域においてですね、県の方から企業参入等の話がまだ来てないのかどうか。

その点についてお聞きします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

新漁業という立ち位置での、そういう話はございません。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

はい、分かりました。

ただですね、若干方向性が違ってきますけれども。ちょっと漁民の方からのお話によりますと、高知県の方がですね、今回黒潮沖で、カツオの活餌、生き餌、イワシ。イワシの試験的な操業をするというようなお話を聞いておりますが、これも定かな形でないかも分かりませんが。

このことは、行政の方へは一報入ってないわけですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

幡東海域、高知県沖、特に幡東海域での活餌に供給するイワシの巻き網について、試験的な操業を高知県が県漁協の方に打診して、それを幡東海域の中でどうだろうかという話は、議会とかで掛けたことは、同席したことはございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

ここで大事にしてもらいたいのは、高知県、県でですね、漁協がその主体になって統合しておりますので、その方向性は間違いはないと思います。

ただ、ここで大事にしていかないかんののは、地元の漁協、漁民の方。その人たちの意見をですね、相当情報

収集してその物事に取り組んでいかないと、その方向性が間違った方向にいくこともありますので、ぜひその点を行政が主体性を持って取り組んでもらいたいということと。

このカツオの生き餌についてはですね、長年の課題でありまして、私の記憶が若干間違えているかも知りませんが、この当初は第2期の高知県産業振興計画の中で、この生き餌を宿毛湾で採取して、そこで中間育成をして、それから若干大きくなったものを佐賀の施設へ移動して、そういう配給の計画が元はあったと思うんですね。どうもそれがどういう形でいたのか、そういう検証もされないし報告もないわけですが、私の考えでは、多分うまくいかなかったがじゃないろかとは推測しているんですけども。

なかなか、この今課長からありましたように、幡東沖で採取することに異論はないですけども。それからのある部分、時間をかけての中間飼育というか、そのあたりの難しさというのものが相当出てくると思うんですね。そういうことも、やはり地元の漁協、漁民の方々、それから、19トン大型船の船首の方々の意見を聞きながら進めていった方が円滑な形に持っていけるといいますので、そのことをひとつお願いをしておきます。

それでは、カッコ2の方に移らせていただきます。

5月20日の高知新聞の記事によると、高知県は以前に定置網漁を操業していたところであります。これは10年前に廃止をされていますが、その漁場の3カ所、中土佐町の上ノ加江沖、矢井賀沖、そして四万十町の興津沖への調査を行いまして、一定の水揚げ量が見込まれることから、県内外を問わず資金力のある担い手、企業参入を呼び掛けています。

定置網漁では、県内沿岸漁業の従事者の割合で約1割、そして漁獲量で約3割を示すこともありまして、操業の拡大、作業効率の向上により経営の安定化を目指して、地域の基幹産業として期待を持たれています。

私たちの町でも、鈴、伊田地区定置網漁業が操業されており、浜のにぎやかさや地域の雇用はもちろん、地域経済を担う柱の一つにもなっています。これらの現場を見たとき、例えば、近隣周辺であるこの3カ所で企業等の参入による定置網漁が再開されることになれば、資金力による施設の規模拡大等により、少なからず漁獲量への影響があるのではないかと、という心配の声も聞こえます。

企業参入等については、高知県の判断が主たる部分を示すことを考えたとき、行政は、日常時から漁協や定置網組合、そして、漁業者からの情報収集はもちろん、連携を取った取り組みが必要と思われます。

この役割りをですね、ぜひ重要視した対策をお願いしたいところですが、この件について問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、定置網漁の企業参入等の再開による鈴、伊田地区への影響と定置網漁業への支援についての質問にお答え致します。

高知県では、四万十町、中土佐町の高南沖海域で定置網事業者の公募等を行っております。この海域では、平成の一桁の時代まで地元による定置網漁が操業されていましたが、現在においては操業がされていません。

本町では、鈴地区、そして灘、伊田地区で定置網漁業が行われており、これら定置網事業は地域の水産業の活性化と雇用を含め、地域貢献に寄与している産業であります。

議員から心配な声でしたが、これまでの海域での漁獲物物のデータがないことから、影響の範囲については全く分からないのが現状であります。

今後は、漁協、定置網組合等と情報共有を図りながら、対処してまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

これからは関係機関、関係者と情報共有して取り組むということですので、ぜひそのことをお願いしておきます。

伊田地区の定置網漁業は、平成 28 年から町内の事業者の方の努力により、操業が再開されました。

今では、朝の水揚げ風景は、漁業職員、仲買人、乗組員など、それぞれの産業分担によって浜のにぎわいを見ることができますし、また、地域雇用による人の動きにより、地域力も増しています。

一方、鈴地区の定置網漁は乗組員の高齢化が進み、後継者、新規就漁者の確保が長い間の課題となっております。定置網が途絶えることには、一つの漁村が衰退することでもあることから、定置網の継続こそが地域の維持につながると言っても過言ではありません。

近年は、定置網組合の皆さんの努力により経営も安定化しつつありますが、今こそ魅力ある定置網漁への転換を図らなければなりません。

この 4 月 1 日には、高知県の方で、高知県で漁師になろう、漁村に住もうということで、高知県漁業就業支援センターが発足され、新たに漁業へ就業する方への一環としたサポートを始めることにもなりました。

そして、民間企業や漁協が行う、漁業の担い手育成の支援するため、担い手育成団体支援事業などを利用した、後継者、新規就漁づくりに積極的に取り組み、定置網漁業の継続を図るべき町の施策が問われるところでございますが、この対策、支援策について問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、再質問にお答えします。

この大敷網につきましては、先ほど説明がありましたように地域産業のためには非常に欠かせない産業だと思っております。

新規参入をする場合に高知県が現在、大型定置、中型巻き網漁業継承事業等の支援制度を作っておりますが、非常に補助金の額も小さくて、なかなか制度的には、新規だけという制度でございますので、なかなか現状の事業者には利用できないというところがございます。

そこで、国の水産業競争力漁船導入緊急支援事業が創設されておまして、この事業は、中核的漁業者の収益向上に必要となる船舶、中古または新船のリース事業者が取得し、当該漁業者にリースする取り組みが行われております。鈴地区の大敷網につきましては、この漁船リース事業に現在手を挙げているところでございます。

そのほか、新たな水産業成長産業化沿岸地域創出事業が今年からスタートすることになっており、さまざまな計画策定は必要でございますが、計画に際して承認がされれば、一定の支援は可能となっております。

そういうところで、町としても側面からの支援を継続して行っていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

今も海洋森林課長からありましたように、鈴の大敷組合の方では、今回作業効率を図るために、漁船の改修というか、今課長が言いましたように漁船リース事業。そういう、なかなか経営がある部分安定した中でそういう事業の目的意識が達成できると思いますので、ぜひ行政の方も力を貸していただいでですね、この事業等が

スムーズにいくように、その点をひとつお願いしておきたいと思います。

また、今回は定置網漁業について質問を致しましたけども、この全体的なことは沿岸漁業に通じることでございますので、その点も課題の一つとして取り組んでいただきたいと思います。

それでは続きまして、2の外国人技能実習生等の対策について質問を致します。

外国人労働者の受け入れ拡大の改正入管難民法が、4月から施行されることになりました。

外国人の雇用は高知県内でも広がり、一昨年の10月段階では2,414人となっており、そのうちの1,405人が外国人技能実習生となっています。

黒潮においても、現在、前日の課長の報告によりますと148人の技能実習生が、漁業、商工業関係で滞在されており、産業界における貢献度は年々増し、必要不可欠な状況となってきております。

技能実習生の在留期間は上限は5年となっていますが、改正法に基づく新たな在留期間では、特定技能1号の資格取得では5年間延長されて、熟練技能が必要な特定技能2号では、さらに在留期間が更新することができることにもなりました。

これまでは、主に、技能実習生と受け入れをつなぐ管理団体や、受け入れ先の事業者の問題としてとらえがちであったものが、新制度では、労働者としての位置付けをした場合の雇用体系においては、給与水準が日本人と同等以上などとされている点や、都市との賃金格差、渡航費、そして生活面や社会保障などに多くの課題も見えてくることになりました。

これからは技能実習生から労働者の移行も多く見込まれ、事業者や技能実習生の立場に寄り添い、総合的判断での取り組みが必要となってきます。

新制度では、受け入れを拡大するために複雑さを増すことから、自治体の主体性を持った取り組みが望まれますが、多くの技能実習生が滞在する町として、今後の対策についてお聞き致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは外国人技能実習生等の対策について、自治体の主体性に対応についての質問にお答え致します。

これまでの答弁と重複するかも知れませんが、ご了承いただきたいと思います。

まず、技能実習法に基づく技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間、最長で5年間に限り受け入れ、研修として技能を習得する制度で、平成5年に創設されております。

入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法が適用され、この技能実習生は、現在全国に33万人在住しております。本町でも、今、説明ありましたように、カツオ一本釣り漁業や縫製関係を中心に、多くの技能実習生が存在しております。

この制度は平成29年度に制度の変更がされております。主な変更点は、1つとして、技能実習制度の適正化、2つ目に制度の拡充が行われ、このうち制度の適正化では、技能実習生に対する人権侵害行為に対する禁止規定と罰則規定が定められております。そのほか、相談と情報提供など、保護等に関する措置を講ずることが明記されており、さらには、地域ごとに関係機関による地域協議会を設置することとなっております。

制度の拡充では、優秀な実習生と管理団体に限定して、3号実習生への受け入れ、4年目から5年目が可能となっております。実際、本町でもこの3号に移行した研修生も数名出てきております。

一方、昨年12月に、深刻化する人手不足に対応するため出入国管理及び難民認定法の改定が行われ、13分野、特定産業に限り特定技能制度が創設され、今後5カ年で、国全体で34万5,150人の受け入れを目安としており、今後、技能実習を良好に終了した者は、一定の条件や基準がございますが特定技能生へ進むことが可能

となっている制度であります。在留期間も通算5年まで認められております。

こうした情報を正確に把握するため、制度説明会へ参加するとともに、新設された高知県外国人相談センターとの連携を図っているところでございます。

今後、ますます増える外国人技能実習生等に対処するためには、行政として連絡機能を強化していきたいと考えておまして、まずはこの制度についての関係職員の学習会を開催したいと考えております。

こうした中で課題の整理を行い、行政ができること、民間ができることをさび分けし、本町においても、安心して生活ができるよう、共生社会の実現に向け環境整備を図っていききたいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

今後の取り組みについて、積極な取り組みの答弁をいただきましたが、若干質問をさせていただきます。

今回の法改正によると、例えば漁業技能実習生の場合に、今課長の方からありましたけれども、3年以上の経験を持つ技能実習生が、同様の業種、漁業で働く場合には既に必要な水準を身に付けていると見なされた場合にはですね、技能日本語にも試験が免除されることになってますよね。要件を満たした外国人は日本の企業などが出す求人募集に申し込み、条件が整えば、受け入れ先と雇用関係が結ばれることができることになりましたね。これは労働者の部分だと思いがすが。

この間にはですね、在学資格変更の許可申請などの手続きも必要であり、また、就労開始とともに外国人労働者の5年間の滞在が可能になるわけですが、この流れから見ても、技能実習生に対して、地域住民と同様に、これは町が進めております移住定住の問題どうこういう考えながですけど、住みやすい環境づくりや働きやすい職場づくりの推進が望まれると思うんですね。これも支援策の一つとして、いつでもですね、事業者の方や技能実習生の方が気軽に相談できる総合的な窓口。これは前日ですか、同僚議員からもありましたけれども、そういう総合的な窓口を設置する考えはないかと思うがですけども。

その点についてお聞きします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

議員質問のありました、さまざまな日本の中に溶け込んで、外国人、今は技能実習生が今度は特定技能生として入ってくるわけですから、それぞれの日本の文化にも慣れてると思いますが、言語の問題であったり、さまざまな生活の中で困難なことは多々あるかと思いがす。その中で、県の中で、先ほども言いましたように支援センターはつくっておりますが、何せ高知市ということで、そこに直接、研修生なり外国の方が出向いて行って、電話相談はできますが、日々の暮らしの相談はできないのが現状だと思いがす。

そういう中で、やはり雇用主、事業者との関係を強め、行政として総合的な対応できる窓口を、私の部門では漁業とか、縫製工場とか、枝葉の部分でありますので、総合的に町がどういう役を担っていくのか、これから、組織内に議論させていただきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

このことの、この総合的窓口というのは非常に大切にしていかなければならないと思うんですね。

課長の方からもありましたように、黒潮は旧佐賀町の時代から、1993 年、平成 5 年ですので、もう 25 年ぐらい前から研修生や技能実習生を受け入れてきておりますので、いろいろな経験と実績を積んでいると思うんですね。

初めは町が事業差配でありましたので、かわりというものをうんと重要視してやってきておりますので、一定の全般的な流れというのは分かっていると思うわけですね。

その 1993 年から今まで、研修生や技能実習生が何人黒潮へ来てるかというと、535 名ですね。これ私が調べるところによると。これは漁業の関係だけで。これにプラスアルファ、縫製工場とか水産加工の技能実習生を足したら、相当な数字になると思うんですね。それからまた、これから先は農業や介護分野においても、労働者として増えることもあるかもしれない。そういうことを全体的に考えてみればですね、行政としての施策としての位置付けというものは非常にこう大事になってくるのではないかと、私は思っております。課長の方からもありましたように、高知県の方で、外国人労働者の対応策として外国人生活相談センターを設立して、5 月 31 日から機能されているようでございますけど。私はやはりこれぐらい、148 人のその技能実習生が受け入れている町として、そういう総合的な判断からしてですね、県がつくるような同じような形でも構いませんので、この黒潮版の相談センターというか、そういうものができないかということでございます。今非常に、同僚議員からも質問がありましたように、本当に日々、いろいろな課題が出てきております。その受け入れ先を行政の中で、受け入れ先をちゃんと決めていただいて、そこへいろいろな形で相談ができる。今、ちょっとその県や国の施策というのは、今課長からありましたように労働不足の関係で、労働者という形でどんどん日本に入国するということが可能になってきたわけですので、そういう部分で、やはり、もうこれぐらいの人数がおるのであれば、黒潮もひとつそういう形で黒潮版としてですね、そういう体制づくりができないかというように自分は思っているわけですが。

それと、こういう質問をしたときに、全部、大体漁業が主体で、海洋森林課長の答弁になるんですね。今の段階では。そこをやっぱ総合的な判断で、ちゃんと、ひとつの集中した、ポイントした形で、そういう担当部門を置いていただきたい。そこがやっぱ総合的な判断という意味合いでございますが。

その点、町長、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

外国人技能実習生と、それから今後の特定技能の推移とか、今後の将来像についての推計につきましては、議員がご指摘のとおりです。総数もこれから恐らく増えていくでしょうし、人口減少社会にあって総数が増えていくということは、その割合は飛躍的に伸びていくと。こういったことになります。

従って、いかに共生社会をつくるのかが一番大事であって、窓口機能というのはその一つのパーツにしか過ぎません。

現在ですね、この共生社会の模索についても自分たちの方で作業に入っております。まだ少し、全体整理するまでには時間がかかりますが、やらなければならない大きなテーマであるというのは間違いありません。その位置付けは、もうできているということです。

ただ、いろいろな方にお伺いをしたり勉強させていただきますと、共生社会の中で、自分たちは行政の立場ですから行政として何ができるのかということころまでは最大限やらないかところたくさんあるんですけども、一番はですね、今お越しになっていただいている外国人の方が、一体どこにストレスをお持ちになって

いるのかということです。あるいは、どういう生活をお望みにしているのか。そうなりますと、行政ができることってのはわずかでして。例えば、ご指摘いただいていたような相談窓口で相談を受けることはできますが、本来はそういう相談案件がない社会っていうのが一番理想なわけであって。これをコントロールするのが、例えば雇用者と被雇用者、あるいは外国人の方とお住まいになっている地域の関係性、これが一番重要です。

従って、自分たちはですね、外国人相談窓口もこれからは設置しなければならないと思います。ただ、一番自分たちが力を入れてやらなければならないのは、今お暮らしの黒潮町民にですね、住民の皆さんに異国への文化をどう促していくのか。こういう作業をしっかりとやっていかないと、恐らく、機能だけを設置しました、相談案件はたくさん来ますけれども抜本的解決にはなりません。こういうことになるはずですよ。

従って、しっかりと外国人の方に安心して黒潮町にお越しいただいて、しっかりと人権が確保され、そして、できるだけストレスフリーな環境をどう整えていくのか。そのためには、自分たち一住民の立場としても、その住民の理解が恐らく一番必要であって、ここの作業をどう進めていくのかというのが、なかなか運域が広いところで、少し今の大学とも協議をスタートしておりまして、いろいろなことをご教授いただきながら、一つ一つ進めてまいりたいと思います。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

この後に、今の住民との共生社会とか、住民の地域の理解とか、そういうものの質問をするように予定しておりましたけれども、町長の方から今答弁いただきましたが。

ここですね、今そういうことをやることについてですね、よく行政の方では、事業をする、何々をするについては、そこには予算が必要になってくるわけですね。

そこを考えたときに、今回、幸いにも黒潮はこの人口減少対策として、幅広く移住定住者の支援をしてきております。この間の新聞にもよりますと、移住定住者の効果が現れまして、転入者 348 に対して、転出は 319 になることから、初めて 29 人の社会増となった。本当にこれはですね、町の取り組みいいですか、この積極的な姿勢の表れだと私は思っております。

そういうことも鑑みてみますと、やはり、先ほども言いましたように、この移住定住の問題と同じ枠の中ですね、こういうふうに技能実習生や労働者対策についても取り上げられないかというような、その条件等もですね、できないかという考え方を持っているわけです。

今回、来年度ですかね、ちょうど国勢調査が行われます。この部分についてもですね、この技術生、外国人等については、3 年間黒潮に滞在しておれば国勢調査のニーズ枠に入るわけですので。そういうことをやっばり考えてみたら、非常にそういう分にも公言をしている理屈に立つんですね。

昨年度、私たち議員がですね、先進地の視察をした隠岐の海士町、ここは皆さんご存じのように移住促進に非常に取り組んでいる町でございますが。その地方交付税の在り方の仕組みの中で、その町長の話だと思えますが、この交付税の算出の基礎の中に、1 名当たり大体 30 万円ぐらい来ると。これは単純な計算になりますけれども。そういう仕組みの中で、この移住定住促進に取り組んでいるようでございます。特化した形にしているということですね。

それを黒潮に置き換えた場合、大変なこれも計算でございますけど約 150 人来ておりますので、これを 30 万掛けますと 4,500 万になるわけですね。やはりこの地方交付税というものを、ある部分、その技能実習生や今後期待される労働者に、私はその施策の中で還元することも考えるべきではないかと思うわけです。

海士町においてもそういうことがあって、保育園や学校教育の推進、産業の育成などに、それから働く側の

確保等々、いろいろな特出された事業をやっております、その成果が出ているというお話も聞かれました。そういうのもですね、ぜひ黒潮でもそういう観念を持った取り組みをしていただきたい、という思いがするわけですが。

その中で、今、黒潮の人口が1万1,038人でございますので、その中に148人が入っている理屈だと思うんですが、移住定住促進の中で、この間の質問の中でちょっと確認をさせていただきたいんですが。企画調整課長の方がですね、質問の中での答弁で、空き家対策の関係で、一般的に黒潮移住者住宅支援協議会というのがあると思うんですが、そこへ申し込んで、それ登録されて、空き家を探してうんぬんという話が。そういうことが、この技能実習生に対してもちょっと可能というような。これは僕の取り方が間違っているかも分かりませんけど。

そのあたりは、もうちょっとこう詳しくお聞きしたいがですけども。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問の方にお答え致します。

この空き家の方の黒潮町移住者住宅支援協議会の登録に関しましては、基本的に個人として登録していただくことは可能でございます。

先日お答えした中にはですね、法人として、会社として登録するということは、今のところ受付けておりませんで、その中で、会社から従業員の方へのいわゆる社宅のような使い道ということでは、今のところ受付けてはおりませんけれども、外国人個人の方として登録されるという部分にはですね、それは可能でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

これ本当に寛大な考え方で、素晴らしいと思うんですけども。

ちょっと私なりに心配したのは、技能実習生というのはあくまでも実習生でありますので、受け入れ先が船首さんとか事業主になっていますがね、その責任監督部門は受け入れ先にあると思うんですが、それが個人で申請ができるということですか。

そういうとことのかかわりは何ら問題がないという考え方を、こちらは持っていないかどうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問の方にお答え致します。

今のところですね、ここ半年ぐらいでこういった問題のご相談がございまして、今整理をさせていただいております。

大枠としましては、基本はその外国人の方に関しては、通常の方と一緒に、こちらに移住といいますか住民票がありとか、こちらに住みたいという方がいらっしゃいましたら、ご相談には乗らせていただいて登録をさせていただいております。ただ、その実習、研修生の場合はですね、なかなかその個人でというところがまだ想定はできてないんですけども、決まった中で言うと、今のところ、その外国人個人の方として来られたときには登録の方向かなと。

しかし、企業の方として、それをそれぞれ来られたら大丈夫かと言われると、ちょっと整備が必要であるというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

その整備をですね、ちゃんとした形でやってないと、こうこう言いよったけどこうなってできなくなった、という話をされるのが一番、町民の方が落胆する部分ですので。

今、研修生という言葉がありましたけれども、研修生という言葉は今うちのところでは、町内ではちょっと該当せんと思いますと思いますので、技能実習生と労働者というものの考え方で、ひとつ判断をお願いしたいと思います。

それとですね、やっぱり町長が言いましたように、地域との共生とかいろんな部分が出てきます。ぜひ黒潮におかれましても、こういう形でニーズも増えてくると思いますので、その担当課だけということではなしに、やっぱり一つの施策として今後取り組んでいただけることを期待致しまして、この質問を終わります。

そしたら3番目に移らせていただきます。宿泊施設の建設、計画について。

3月議会定例会前の議員全員協議会において、町長から、佐賀町観光事業の推進の取り組みについてということで報告があり、その中で、宿泊施設建設の必要性についても詳しく説明がありました。

町では、平成30年度に黒潮町観光基本構想策定を東京都内の業者に委託をして、平成31年2月12日付で最終報告をされたものによって、説明を受けたところであります。

この基本構想は幅広い角度から分析をされていますが、要約をしてみると、観光資源として、サッカー場や大方球場、テニスコート等の施設などを利用することにより、スポーツツーリズム誘致で成果を上げているということで、宿泊者が大幅に増加したと。平成27年に5,119人、平成28年が8,541人、平成29年が1万1,821人となっています。平成29年度の1万1,821人のうち、8,168人が町内の宿泊者数で約70パーセントを占めていますが、残りの3,653人、約30パーセントは町外宿泊数で、近隣市町村に流出していることから、公設の宿泊施設を建設してさらなる誘客を促進し、地域経済の活性化に結び付けるという計画となっていました。

事業概要は、鉄筋コンクリート4階建てで延べ面積が1,000平米、それから客室が30室、総事業が、設計管理委託料が4,200万で、本体の工事費が4億2,000万、合計で4億6,200万円となっております。

執行部の方では、この財源内訳については国、県の補助金、交付金等によって90パーセント頂けることで町の負担は約10パーセントであることから、大変財源的にも有利な状況にあるという説明を受けまして、こういうこともあって、2020年12月開業を目指したものになっておりました。

この計画等について、私たちも、私も聞いたときに、ちょっとこう唐突な感じがしてびっくりした実感もあったわけですが。ここで、私なりにちょっと掘り下げて考えたのは、本来この黒潮観光基本構想の策定の段階では、宿泊施設の必要性を訴えてですね、その次の段階に、宿泊施設の建設に向けた取り組みへ移行した方が良かったのではないかと思うところであります。この間にですね、町内の旅館業などを営む、これ20数件くらいですかね。方や、関係する皆さんにしっかりと説明責任を果たして、理解を得る努力をしておけば、不安を抱かすこともある程度なかったのではないか。このことへの対応が十分にできていなかったことから、令和元年初予算書からの削除という結果にもなりました。

町民の皆さんも、この件については大変関心を持たれていますが、その後の動きについてお聞きしたいということと、また今後の見通しについて、お聞きを致します。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは中島議員の、宿泊施設の計画についてのご質問にお答え致します。

先日の矢野議員への答弁と重なる部分もございますが、本町の観光事業につきましては、昨年度に策定致しました黒潮町観光基本構想において、黒潮町観光の現状評価を行っております。

この基本構想では、町の強みを最大限に活用し、黒潮町ならではの、他地域との違いを明確に表現するブランド化を図り、観光客の誘客を通じた交流人口の拡大により、地域経済の活性化につなげていくこととしております。

また、皆が地域づくりに参画する地域デザインの考えに基づく、黒潮町の資源や魅力を地域の事業者や住民の皆さまにも認知していただき、地域と一体となって課題の解決を図りながら、多様な関係者と連携して観光振興に取り組むことで、より豊かな暮らしの実現を目指していくこととして、これらを基本方針としております。

そのために今後は、あらゆる観光資源、観光メニューの関連付けや循環をさせることで、来訪者に黒潮町内を周遊していただき、町内滞在時間の延長を図っていく必要があります。その延長線上にある飲食や宿泊など、来訪者の消費行動につながる施策を推進してまいります。

具体には、黒潮町観光基本構想を指針として、機能強化した観光ネットワーク、および砂浜美術館の観光推進体制の下、町内観光関連事業者の皆さまと意見交換を行い、黒潮町観光をどのように進めれば地域の稼ぐ力を引き出すことができ、町が潤うのか、そのための施策を一緒に考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

今の室長の答弁では、それはまあ全体的な答弁でありまして。

私が質問致しました内容はですね、宿泊施設の必要性を訴えて、その後に、旅館業や関係する方とのいろいろ意見交換をして、そのことの説明責任を果たした後に、この宿泊施設の建設に取り組むように、形の二分化にしたかどうかという質問です。

この基本構想の策定はですね、もうこの、言えば宿泊施設が必要だと、それで締めくくっちゃうんですね。言えば、それは、時期のことも、機会のことも、いろいろあったかもしれませんがけれども、あまりにもこの部分に、端的な言葉で言えば無理があるような形が見えるんですね。そこらあたりをどういうふうな、私はそういうふうに思ったんですけども。

行政側として、そのへんはどうでしたかという、お聞きをしたんです。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

新宿泊施設の予算計上を含めた一連の流れについては、議員からご指摘されるようにですね、拙速な点が多々ございました。大いに反省すべきところです。

具体的にご提示もいただきましたが、この事業だけではなくて、各事業においてもそのように、これから事

務実行に努めてまいりたいと思います。

その上で、今後の計画ということだと思いますが。先日も観光ネットワークの総会にも参加させていただきまして、この計画自体についてはもう白紙です。従って、新宿泊施設の予算計上を直近どこかの議会で、ということにはなりません。

しかしながら、観光そのものの足止めをするわけにはいけないので、自分たちはこれがベストだと思って提案したのは新宿泊施設でしたけれども、じゃあそれ以外に手はないのかという決してそうではなくて、できることをみんなで一生懸命やりましょうということが、今のスタンスです。

特にですね、観光ネットワークに常勤職員を配置しまして、観光施策の推進に対する機動力というのは、はるかに増しました。できることがたくさんあるはずですので、それらを一つ一つ、自分たちも考えますけど、ネットワークの会員の皆さまにもぜひ一緒にお考えいただきたいという旨の発言を、総会でさせていただいたところです。

従って、これからいろいろなご要望ももちろんですが、方向性について、あるいは手法について、いろいろご意見が出てこようかと思います。それを、DMO とネットワークと町の観光部局でしっかりとすり合わせをしながら、できるだけ早期に効果が発現できるような取り組みを実施してまいりたいと思います。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

分かりました。

ただ、残念なのは、この宿泊施設は白紙にしたということでございますけれども。これは多分、この基本構想はですね、この中身を読みますと、相当この宿泊施設の必要性がずうっとトータルしていけば、最後にそこへ来るんですね。

この基本策定のこの業務委託は、室長、どれぐらい要ってるんですか。業務委託費。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは再質問にお答えを致します。

端数までの数字は覚えておりませんが、約 500 万でございました。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

この基本構想の策定が、全部が無駄になるということではないわけですが、観光推進の部分が入っておりますので。

こういうふうに 500 万の業務委託料をはねて、やって、言えば半年もたたないうちに白紙の状態に持っていけないかん。やはりそこあたりは、やっぱり慎重な行政執行というか検証というか、やっぱり関係機関との、町長が言いましたように、情報共有というか説明責任というか、そのへんはこうやっぱり真摯（しんし）にひとつ受け止めて、今後の観光振興、今町長の方からありましたように、スムーズな部分でその部分を解消して、新たな展開へ移るような方向性をできるだけ早く見出していきたいと思いますので、ひとつよろしく願いをしておきます。

それでは、続きまして、4の業務執行の在り方について質問を致します。

大西町長は、平成30年1月9日の開庁式におけるあいさつの中で、新庁舎が高台移転を致しますので、町民との距離感ができる。そのことを心配して、今まで以上に町民の期待に応えるよう、全職員が気持ちを新たに、職務に専念し、町民との信頼関係を築き、黒潮の発展に励むことを大切にしていかなければならない、というようなあいさつをしたと私は記憶をしております、大変いいあいさつだなと自分は思ったところです。

しかしながら、残念なことに、新庁舎の移転から1年6カ月が経過して、この3月には、職員の不祥事としての水道分担金95万円の着服。そして4月には、町議会選挙における監理執行上の問題など、あってはならない、また、考えられないような不祥事が発生致しました。

200名近くの職員が、日夜を問わず真摯（しんし）に職務に専念し、積み上げてきた町民との信頼や信頼関係を、一瞬のうちに失うことにもなりました。

そして、この2件の不祥事の監督責任や任命責任を取り、町長、副町長、担当課長等は、減給処分を受けることにもなりました。これからは、日々の業務執行の中で地道な活動を積み重ねることで、一日でも早く町民の信頼回復に努めることが重要視されますが。

まず初めに、その後の対応策、どのように取り組んでいるのか。このことを問います。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは中島議員のご質問の、職員の不祥事に関する業務体制と組織につきまして、お答えを致します。

中島議員の申されるとおり、職員の不祥事につきまして信頼を失墜をしたことを、ほんとにお詫びしなくてはならないというふうに思っております。

それ以後、町長の方も訓示を行いまして、また、執行機関会議等で公金横領につきましても、その他の業務につきましても、不祥事のかかわる部分以外の部分をですね、公金にかかわる部分につきましても、見直しを図ってまいりました。

その中で、公金につきましては51項目につきまして検証を行っております。そして、それぞれ一つ一つに検証を行いまして、見直し、改善が必要なものについては改善をする。一つにおきましては、公金、また外部団体の通帳の管理等ですね、判子と別々に管理する。また、チェック体制を二重に行う、職員が複数人行う、というふうなをすぐにでも行うということで、することを決めております。

また、出納の管理におきましてですけども。分任出納員につきまして、もし廃止できるなら、廃止が一番いいという方向性を見出しましたが、なかなか現時点で廃止の方向は難しいので、債権管理委員会において、今後廃止に向けて検討を行う。そういうふうな方向立てをしてございます。

昨日も、不祥事の原因につきましてご説明をしておりましたが、水道につきましても、チェック体制の機能が十分に働いていなかった。そして、投票用紙の誤交付につきましてもですね、確認をせずに作業を行い、投票管理者も管理を怠るなど、チェック体制が機能せずに人為的ミスが重なったというふうなことでございます。

この2件の不祥事の原因につきましては、どちらもですね、チェック体制が機能していれば起こり得なかったことであるというふうに考えてございます。行わなければならないチェック、確認作業を必ず行う体制、一人の職員に任せるのではなく、複数の職員による確認体制の整備を、まず行っていきたいというふうに考えてございます。

そして、時間短縮を含めた開票事務の見直し等に当たりましては、作業を行う人員などにつきまして、選挙管理委員会と組織の中で協議をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

ただ今、副町長からきめ細かく、今後の対応策について答弁がありました。そのことは、私もぜひそういう方向性で、二度と起こさないようにやっていただきたいと思うわけですが。

今回のこの不祥事についてですね、私なりにこう考えたといいますか思ったことは、一つの課題は、業務執行における職場、課内の組織の在り方や、職員配置について、もう少し事前的な配慮すべきことがあったのではないかと思うところであります。

ここで断っておかなければなりません。私たちは、町内の内部の仕事についてはあまり知ることができませんので、これは人事のことでございますので、外部から職場の状況を見ての判断になりますので、私の考え方が間違っていることがあるかもしれませんので、その点はひとつ指摘をしていただいて構いませんので。そういうことで、私なりの考え方を述べさせていただきます。

初めに、この担当職員による水道分担の着服について申しますと、昨年、平成 30 年度のこの水道に関する建設課の職員配置を見たときに、正職員 4 名体制でスタートしていると思いますが、その後、この 1 年間の間に、長期の病休で係長が約 6 カ月、そして担当者、これ係になるんですかね、約 4 カ月、病気治療のため職場から離れていると思われます。対応策としては、この間、臨時の職員の雇用で 4 名体制は取られていたと思いますが。

ここでひとつ考えていただきたいのは、水道事業は一般の事務処理以外の業務として、毎日の施設の管理点検や、また施設整備等の工事に関することなど、幅広い業務をこなしながらも、専門的職員としての技術も要求をされます。このような体制の中で、通常どおりの職務が全うできるかどうかということでもあります。もう少し慎重な配慮をしておくべきではなかったかと思われます。

そして、私なりに調べてみますと、不祥事を起こした職員については、水道担当として約 25 年の勤務をされていると思われます。この職員は、長年の勤務経験から水道事業に関する業務全般を把握されており、そして 1 年間は、2 人が病気休暇で休んでおりますので、いろいろ忙しかったかも知れません。その長い勤務の中で、立場は違っても、やはり技術の習得とかいろいろなことがあって、組織のリーダー的存在になれ得る位置にいることも、必然的には察知しておかなければならなかったのではないかと。反面、その他の職員の方はですね、3 年から 5 年程度で人員異動により交代を致しますので、この職員とともにですね、その間仕事を一緒にこなしていても、やはり、その経験不足といいますかそういうことから、いろいろ仕事の改善や、そして、いろんなことをお互いが議論討論しても、なかなか説得できるだけの能力を持つということは不可能だと、私はこう推測を致しました。

やはりこのことを考えたときに、時間も必要とされますけれども、もっと早い段階でですね、お互いが対等の立場で業務に携わることができる、職員の養成といいますか、そういうことも必要ではなかったかと思うわけですが。

このあたりことについて、ちょっと執行部の見解をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

水道系の業務の体系、組織につきましては、中島議員が申されたようにですね、係長が9月後半より病休となっておりまして、その間、臨時というふうなお答えをしておりましたけれども、実際のところは、この免職になった職員が長期の経験を生かしてですね、実際に係長の業務を行っていたというのが現実でございます。

その後、その対応をするために、次の年の1月に職員を補充をして体制を整えたということになってございます。

現在においてもですね、水道係におきましては臨時の職員で対応してございます。臨時の職員といいましても、水道の業務に携わったことのある経験者に臨時で来ていただいておりますということになってございます。

そして、長期の職員がかなりの業務を行っていて、その者が業務に精通をしていたと。そのことを次の者に伝えなくてはならないというのが、一番の大事なところだというふうに自分たちも認識しております。

現在のところ、建設課の中でも、業務を精通している者と、また、次の者が入れ代わって業務を受け、教えながら築いていくというふうなことも行っております。

もしその者が異動すれば、次の者がその業務に携われると、そういうふうな系統立った異動の仕方を今後とも考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

ぜひその方向性を見出していただけると思うわけですが。

その初めに事件を起こした職員がですね、これちょっと僕も、何かこう名目忘れたですけど、水道施設の技術管理者、これ水道法によって置かなければならないと思うんですね。以前はその方が長年にわたってやっていたと思いますが。

今、その水道担当部門に、それは誰がやってるんですか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

現在は、係長が技術管理者となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

係長がその資格を持ちょうということで、それでいいと思いますが。

またその次の、今副町長も言いましたように、その次の後継者をぜひ、まだ2、3人ぐらいその資格を持った方が町内の中にはいると思いますので、そのへんもぜひ考えて、そこが切れ目がないような形で、やっぱり技術の向上、事務の向上、そのへんをしっかりと考え方で、ぜひ取り組んでいただきたいと思うところです。そのことはそれと致しまして。

先般、同僚議員からですね、この95万6,000円の分担金の着服について質問をしたところ、質問の通告書とそぐわないということでちょっとできなかったことがありますが、これは私もそのことについては以前察知しております、質問したことがあります。

これ、大事にせないかんのは、やっぱり法や条例や規則に基づいて、皆さんその仕事をしているわけですが、今回のその報告書の中では、着服の95万600円については、3月28日に全額返還したと。

そのことはさて置き、これは高新の記事でございますので。によるとですね、この着服期間というのが2017年の11月から2019年の3月。ほんじゃけん年度をまたいでいるんですね。その間のといえば、分担金の着服でありますので、この黒潮税外収入督促手数料延滞金及び滞納処分費等の徴収条例、これによると、この分担金も入っております。その滞納の処分の方法として、その率とかですかね、これが年14.6パーセント掛けられるわけですね。だから水道料金を滞納したり、税を滞納したりは、多分この部分で督促をしていると思うんですが。これはまあ判明せらったから、最終的にはこういう形を取ったかも分かりませんが。

さかのぼって、お金の小さい大きいにかかわらず、そのへんは私も何かするべきではなかったかというような認識を持っているんですが。

その点はどうですか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

先だつての議員全員協議会等で中島議員等にもご指摘を受けました。後日となりますけども、5月末日で納入をいただいております。内容でございますが、29件ということになってございましたので、29件それぞれ加入の申し込み日を起算日と致しまして、加入金を納入した3月31日までの日数によりまして納めていただいております。

このですね、中島議員が言われます延滞金等のことでございますが。自分たちの中では、加入分担金等の個別の条例等規定がないということございまして、法定利率の年5分で算出をしまして、金額的には2万7,579円を納めていただいているということになってございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

ありがとうございました。

5月末日に2万7,579円、利率5分で頂いたということですので、そのことは良かったと思います。

やはり、私が思うのにやっぱりこういうことは、行政の皆さんの方が専門でございますので、これ顧問弁護士もおりますし、それから、今県は地方課でなしに市町村振興課ですかね。やっぱりそこあたりはこういうことをほんとに、法に関することについていろいろ、職務としている方もおりますので、そういう方たちなんかと連絡を取って、素早いそういう事務処理というものをさせていただいておいた方が良かったのではないかと、こう思ったわけでございます。

ちゃんとしまいをつけたということですね、このことについては終わります。

そしたら、ちょっと副町長の方から町議会選挙のことについてもありましたけれども、ちょっと私なりにまとめておりますので、質問をさせていただきます。

まず、4月19日の町議会議員選挙での期日前投票において、30人の投票者に誤って県議会選挙の投票用紙を交付し、開票の結果、30票が無効になり、有権者の意思表示ができなかったことについても同様に掘り下げて考えてみると、今年は選挙の年でありまして、4月には県議会議員選挙、そして町議会選挙、7月には参議院選

挙、秋には県知事選挙を控えております。

この流れから考えてみると、3月の段階において、選挙管理委員会の上席の書記は総務課長でありましたが、総務課長が長期にわたり病気休暇を取ることになり、このような状況の中で、主たる事務局である書記の方は、昨年の7月の人事異動で初めての選管事務に就き、4月の県議会議員選挙は無効になったことから、4月21日投票の町議会議員選挙で初めて、全体的な選挙事務を経験することになりました。

ここで、初めて選挙事務を経験する職員にとっては、投票日の4月21までに万全の態勢に持っていかなければなりません、この間、総務課長は長期休暇となっており、選挙事務を進めていく中で全体的な事務の流れや、日々の綿密な相談などができる体制が十分に確立されていたかどうかということでもあります。

また、上司である総務課長に代わり、職務代理になりました佐賀支所の地域住民課長も、4月に管理職になったばかりで、全体の選挙事務の流れを把握することは時間的にも無理があったのではないかと。

本当に万全の体制が取られていたかどうか。これは全体的なことにもなりますが、職員一人一人が日々の業務を遂行していく中で、もう少し時間に余裕を持ち、人事配置に重点を置き、業務負担や精神的負担を和らげてやるような配慮があっても良かったのではないかと。

今回の件は、職員の単なる初歩的なミスということだけでなく、業務体制の在り方そのものに重きを置く必要があったのではないかと考えられますが、このあたりをどのように受け止めているか。

そのことについて問います。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

上席の書記が病休であったことも事実でございます。そして、職務代理に地域住民課長になっていただきました。その地域住民課長でございますが、実際のところはですね、併任の書記というのを構えてございまして、地域住民係長の第一係長が併任ということで書記になってございます。

これまでずっとその新課長が務めておりましたので、実際には併任の書記を務めておられた方がですね、職務代理をやっていただいたという格好になりまして、実際は選挙事務にですね、自分たちの中では精通をしていたというふうなことを考えてございました。

ということで、同じ事務をしております地域住民課長を上席の書記の職務代理に据えたということになってございます。

そして、これからの選挙も続くということでございます。併任の書記というのを2人構えてもでございます。そして臨時職員等もですね、以前よりも増をしているところでございまして、そういうことで今のところは対応をさせていただきます。

先ほど申しましたが、時間の短縮等のこともございますので、選挙管理委員会で体制等、もし要望等を協議しましてですね、開票の事務等も体制を整えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

ぜひですね、そういう方向性を見出していただいて、7月には参議院選挙も控えておりますので、この前の4月の町議会選挙と7月の参議院選挙と比較して、随分こう変わったにやあと。全体、その選挙事務とか開票事

務についてもスムーズにいったねというように、町民の方からぜひ評価をいただくような体制を整えていってもらいたいし。

先般の答弁の中では、町議会選挙については財政的なうんぬんもあって、職員の配置がちょっと少なかったというような答弁もありましたけれども。ぜひそういうあたりはですね、財源が要っても、することはしてやらないといけないと思うがですね。これ新しい取り組みではないわけですので、長年にわたって4年に一回ぐらいいはそのことに取り組んでおりますので、その点やはり、全体的な組織の中でもう一度検証されて、本当に町民の皆さんから評価を得られるような形につくっていただきたいと思います。

そのことをお願い致しまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで中島一郎君の一般質問を終わります。

この際、10時35分まで休憩します。

休 憩 10時 17分

再 開 10時 35分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山崎正男君。

4 番（山崎正男君）

それでは議長のお許しが出ましたので、久々でございますが一般質問をさせていただきます。

私も改めて自分を原点に帰して、良い黒潮町をつくる、明るい黒潮町をつくるという意味合いで、これから4年間、皆さまにお世話になりますのでよろしくお願いします。

まず、第1問目でございます。1番、高規格道路の延伸について。続いて2番に漁業者対策について。3番に津波対策についてという3問でご質問させていただきます。

1番、佐賀までの完成予定はいつになるのか、ということでございます。

高規格道路の現状を考えると、拳ノ川までが昨年11月に完成しまして、高規格の利用も9割ぐらいは利用されていると感じております。佐賀のインター予定地の住民も、白石団地等に移り生活されている方がおります。地権者は、先祖からの土地を提供し、町のため、県のため、国のためにと皆が気持ちを委ねたと思われます。早期に佐賀までの完成をと期待されている、そういう気持ちが強いと思われます。

幡多の玄関口としてもこの道路の早期の完成を望みますが、現状と今後の見込みをお聞きたい。産業振興の促進、津波対策の命の道の期待、観光人口の拡大等、希望につながる道であります。より強く、国交省に働き掛けてほしいと願っております。

わが町を経由し四万十市、宿毛市、そして愛媛県とつなげて、初めて四国の8の字ルート良さが生まれると確信しています。どうか近隣市町村にも依頼され、協力して早急な完成を目指すべきであると考えますが、執行部のお考えを聞きます。

まず第1問、よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは山崎議員の、高規格道路の延伸についてお答えを致します。

まず、工事中の窪川佐賀道路の窪川佐賀インターチェンジまでの完成予定でございますが、現在、用地買収中の個所もございまして、完成に向けました円滑な事業実施環境が整った段階で確定をすると、中村河川国道事務所よりお聞きをしているところでございます。

現状としましては、佐賀工区におきまして工事用道路や橋りょう工事等を施工中で、今後、トンネル工事も発注される予定でございます。

今後も、四国横断自動車道高知県建設促進期成会ならびに近隣市町村とともに、さらに連携を図り、国土交通省をはじめ関係機関に、四国8の字ネットワークの早期完成に向けまして強く要望をしております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

課長からは、完成段階でないとなかなか予定が立たないということでございますが。

我々住民から考えるに、高規格道路、この佐賀インターまでの完成はもう待ちに待ちようわけですので、せめて3年先になるか5年先になるか10年先になるか、ここのあたりの見込みも立ててないと、このインターが完成間近になってこれに関連する産業団体、そういう方たちもですね、前もっていろんな商売に関わることに、そういう準備をしなければなりませんので、できるだけ早く見込みをお聞かせいただきたい。大まかではあっても今の段階で、これからトンネル工事もある。いろんな工事も出てきます。

それであっても、あと10年以内にはできるとか、5年以内にできるとか、その程度のことはお聞きされてないでしょうか。

いかがですか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは山崎議員の再質問にお答えを致します。

以前、片坂バイパスの開通時期についてもお尋ねがあったこともございます。その際もですね、中村河川国道事務所にいつ開通になるかとお尋ねしたときに、平成30年度中ですというお答えがあつて、その30年度に入ってもですね、11月17日に開通しましたが、発表されたのが1カ月前でした。正式にはですね、ございまして、現在のところは先ほど申し上げましたように、やはり重要構造物のトンネルとか橋りょう等がございます。

窪川佐賀道路につきましては、平成24年度に事業着手を行いました。延長が約6.2キロメートルでございます。それで、現在そのトンネルの方がですね、佐賀まで来るのに4本ほどございます。例えば、荷稻から来ますと、荷稻トンネルが458メートル、黒ノ川トンネルが396メートル、不破原トンネルがちょっと長くて1,831メートル、それから熊井トンネルが518メートルと、トータルで3,200メートルほどのトンネルがございまして、トンネルは結構時間を要します。

また、橋りょうも重要構造物の一つでございまして、拳ノ川の方でも2橋、荷稻のとも1橋ほどありまして、また黒ノ川、熊井、現在、佐賀、あこのインターのところで実施しています佐賀橋、それも進めておりますけど。これも6橋で666メートルほどございまして、やはりここでもかなり事業費が入ってきます。

現在、今年の予算を見ましても、窪川佐賀道路で約51億円ほど割り当てついております。その中で、中村河川国道としても一日でも早く完成に向けて努力しておりますので、その付近は町としましてそれに接続しま

す工事用道路。現在目に見えてますが、小黒ノ川から工事用道路を今入れております。その付近もさらに加速をしまして、町としましては用地買収等を担当していますので、それもまた荷稻からの工事用道路とか、そういうものも今年ですねスピード感を持って進めてまいりますので、それをもって再度、また国交省等に早期完成に向けて要望をしてまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

この高規格道路はかなりお金も掛かりますが、国交省の予算がつかないとどうしようもないことであります。しかし、今言う 51 億円が多分今年つくのであれば、まちづくり課長の計算式ではありませんけれど、その 5,000 万で 10 年かかる。それから 3,000 万やき 15 年かかると。こういう計算になっていきますけれど。

見通しとして、毎年 50 億円が例えばつけば何年になるのか。そのあたりの財政的な金額的な計算ではどうでしょうかね。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答え致します。

やはり予算の方は国の方の予算ですので、現在のところこれぐらいになりますという見通しは、私の方から申し上げませんでございますけど。今後ですね、今年また中村宿毛道路の方も完成を致します。従いまして、工区的にこの窪川佐賀道路、それからまた佐賀大方道路、ほんで大方四万十道路という所へ集中的に予算の配分もあろうかと思っておりますので、その付近を、先ほども申しましたようにまた国土交通省、関係機関に要望して、四国 8 の字ネットワークの早期完成に向けて頑張っていってまいりたいと思います。

ちなみに、四国 8 の字ネットワークの整備率でございますけど、31 年 3 月末で全体的には約 72 パーセント、この 4 県の整備率が 72 パーセントです。その中で、高知県にとったらまだ 55 パーセントと、どうしても愛媛県、香川県よりか遅れてますので、その付近も強く要望して、現在置かれている状況をご説明の上、早期完成に向けて頑張っていってまいりたいと考えてます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

この 8 の字ルートの中で、今年できそうな個所というのはありますか。幡多から西に向けて。どうですか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではお答え致します。

先ほど申しました中村宿毛道路の、現在、平田のところですかね、あれからこの宿毛までの間が開通を致します。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私の質問は細切れで申し訳ないですけど、窪川拳ノ川の間、この間は、佐賀ができると同時にできるわけですか。

それから、現在、全然窪川の方が見えてないわけですけど、これはまだかなり先になるという考えで町民の皆さんはおらないかんがかどうか。

そこらあたり、分かっているでしょうか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答えを致します。

窪川佐賀道路につきましては、片坂バイパスを挟みまして窪川工区と佐賀工区に分かれております。佐賀工区の方が、拳ノ川インターチェンジから黒潮佐賀インターチェンジの間、6.2キロございます。それから窪川工区につきましては、四万十町中央インターチェンジから四万十町西インターチェンジまでの5キロと、約1.2キロほど佐賀工区よりか短いですが、その間がございます。

それで、いずれも両方でもう現在着手しておりますので、恐らく正式根拠はないですのではっきりしたことは言えませんが、できる限り両方が同時開通という形では進めていただいていると、私的には感じております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

高規格道路は大方改良の場合と違いまして、わが町だけの条件でというわけにはいきません。各関係の市町村がございまして、それぞれが力を合わせて頑張っておりますので、それぞれの条件に早くつながるように、これ8の字ネットが早く完成するようという、勢いのある陳情をされています。ぜひですね、これからも国交省の方に各市町村とも連携を取って、早くこの8の字ルートができて、我々の町がより発展できるように力を入れていただきたいと思います。

現在生きている、今までの提供していただいた地権者の方々も、早く自分が元気なうちに通りたいなという気持ちを持っていると思います。それで、ぜひ短期に、早くこの道ができて、我々の津波の地点でも命のつながる、それから黒潮町の発展に欠かさない、こういうことを念頭に入れつつ、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

そういうことを国交省の方にもぜひ伝えていただいて、なお、より一層の予算化を希望しておりますので、伝えていただきますか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答えを致します。

先ほど山崎が言われましたようなことは、十分国の方に訴えてまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

それでは2問目にまいります。

高規格道路の関連工事とともに、地元の環境整備もできるだけ取り上げてもらうことは、住民にとっても町にとっても大事であります。地域の要望が国交省に届いていますか、という質問でございます。

これは、今言う高規格道路に関する関連工事、こういうところを利用という言葉は悪いですけど、ぜひ町でやらなければならない所も併せて工事ができますようお願いしたいわけですけど。

ここらあたりの返答をお願いします。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは山崎議員の、高規格道路工事に伴う地域の要望についてお答えを致します。

高規格道路等の整備促進に資するため、整備により不利益を受ける地域の生活環境、産業基盤の改善を図ることで、用地取得事業を円滑に進め、本線整備効果の早期発現を図ることを目的としました、高知県高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業、周辺整備事業と言いますけど、この事業がございます。

窪川佐賀道路、佐賀工区におきましては、拳ノ川、荷稻、小黑ノ川、熊井、上分の5地区が周辺整備事業の対象地区となっております。現在、荷稻、小黑ノ川、熊井の3地区にて、国土交通省中村河川国道事務所立会の下、覚書を締結しまして、各地区からの要望事業を実施しているところでございます。

今後も、高規格道路の整備促進を図るため、関係地区からご要望がありました事業につきましては、高知県ならびに国土交通省中村河川国道事務所と十分調整の上、周辺整備事業などを積極的に活用し進めてまいります。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

課長の考えの中に、今、佐賀までのインターのお話をしているわけですけど、今後その予定される佐賀から西、これに関連しても同じような工事がされると思いますけれど。我々黒潮町の予算だけでは追いつかんというときには、ぜひその国交省となるべく幅広い考えをされて、町も良くなる、国交省も良くなる。こういうような観点で、関係工事でぜひいろいろな点で取り上げていただきたいと思います。

私、どうもこの関連の地域におる場合に、何年か待たされてるようなところがありますので、ぜひですね課長の判断、それから執行部の判断を幅広い考えで取り入れてもろうて、町長以下皆さんが、その国交省との兼ね合いの中で黒潮町が待って良かったという部分もですねはっきりと見せていただきたいわけですが。

そういう関係の考え方はいかがですかね。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは山崎議員の再質問にお答え致します。

現在、佐賀大方道路につきましても事業化になっておりまして、昨年から現地での測量と調査等に入っております。例を言いますと、佐賀地域でいきますと、現在馬路地区に工事用道路等も入れる計画を昨年からしておりまして、そういう調査の中で今後ですね、本線自体の測量が進み、一定ある時期に中村河川国道事務所の方から地元説明の方も入るようになってきます。その際に、町と一緒にですね、先ほど言いました周辺整備事業の取りまとめをしてまいります。

周辺整備事業といいますのは、高規格道路の本線、中心線から 500 メートルの範囲が対象となっております。ですから、その中でそれぞれ今度該当になってくるのが、坂折地区、上分も一部また入りますので、そこと坂折、馬路。それからこっちの大方地域の方に入って、また該当する所がまた入ってきます。その中で、なるべく周辺整備事業で拾っていききたいと。

先ほど議員が申されました、少し地元の所で水路の改修等もございました。町の方としまして、その水路の改修につきましては早急に進めてはいきたいという考えで測量設計の方も進めておりましたが、今回、この高規格事業が入るということが具体的にになりましたので、もう少しお待ちいただいてこの周辺整備事業を当てていききたいと。

この周辺整備事業は県の補助金でございまして、事業費の 2 分の 1 がつきます。現在、今言いました水路を今進めるとなると全て町単独で施工になるということですので、地元の皆さまには大変申し訳ございませんけど、今しばらく待っていただき、周辺整備事業の中に取り入れて事業を推進してまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私は町づくりの中で、今回は特に夢と希望のある町づくりを自分の個人的な念頭に置いて、これからも一般質問をさせていただきたいと思っております。

この高規格道路も黒潮町のためになる、黒潮町の住民が喜ぶ、希望が持てる高規格道路であってほしいと願っておりますので、これからはぜひ力を入れて頑張っていただきたいと思います。

これで、高規格道路関係を終わります。

2 番、漁業者対策について。

まず 1 番目ですが、漁船の廃船について補助金を出す考えはないかということでございます。

漁業を営む方は、長年漁獲を糧に生活をされ、台風の時も雨の日も風の日も、海がしける中で沖に出て、一生懸命市場に魚を出し、頑張って生きてこられます。

最近では全般に高齢化し、体の続く限りとの思いで、身体にむち打って頑張っていますが、長らく使い込んだ船舶にも疲労が出てきております。エンジンの具合も悪くなっても我慢をしつつ、修理もなかなか困難な状態で漁業をされております。若ければ改修や買い替えも考えると思いますが、船体を処分し漁業を辞める状況まで追い込まれているような状況も見られます。

漁業を営む上で廃船の際の補助金を考える必要を感じておりますが、執行部の考えを聞きます。

とりあえず、第 1 問でお聞きします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは漁船の廃船について補助金を出す考えはないか、に関する質問にお答えします。

この質問でございますが、過去の議会でも同様の質問がされております。この廃船への補助金の支援につきましては、県下の状況としましては中土佐町のみが、平成 26 年度から 28 年度の 3 カ年で計 63 隻の漁船を処分したと把握しております。本町の場合は、平成 28 年度に黒潮町管理漁港沈没漁船処理として所有者不明に限った放置漁船の撤去、取り壊しとして 3 隻を処分した経過がございます。再度中土佐町にお聞きしますと、本年度から事業を再開すると伺っております。

この事業の目的としましては、津波による船舶漂流防止対策推進のため、漁船の解体撤去費用の上限を 50 万円と定め予算の範囲で補助するもので、補助率は 2 分の 1 で、事業主体は漁協となっております。

高知県では、津波による被害拡大と復旧、復興の妨げになる放置船や沈没船の調査を行っており、本町の町管理漁港ではありますが、放置船として持ち主不明の船は 3 隻を現在確認しているところでございます。そのほか、現在利活用されていない、いわゆる陸揚げ状態の船は県、町管理漁港を問わず多くあるかと思っております。

漁業生産活動を行う漁村の活性には、こうした船の再利用は必要と考えます。しかしながら、近年の水産資源の減少や担い手不足、さらには漁業者の高齢化も相まって、漁業活動を終える漁師も最近は増えつつあります。漁業活動を維持するためには、議員から詳しく説明がありましたように燃料費に始まり、エンジン等の維持管理費や日々の修繕費も掛かることから、漁業に見切りをつけ、沈没船や陸揚げ船が今以上に多くなると予想されます。こうした状況は、心配される津波による被害拡大が起こり、復興に支障となる恐れがあり問題があると思います。

まずは、町としましてはこうした船の再利用、後継者の育成を図り漁船の再活用を優先的に考えていきますが、漁船の廃船の支援策につきましては漁協など関係者と協議させていただき、漁民の声が反映できるよう、検討していきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私はこの廃船問題については補助金ということで今回質問しておりますけれど、長年我々にこの漁獲を食糧の中であげていただいております。食料品としてお魚をあげていただいておりますので。これらも踏まえて考えますと、漁船のことにについては奨励すべきではないかというような気持ちも持っております。長年皆さんがやってこられたことに敬意を表して奨励する、廃船奨励金ということも一つの手かなという気持ちも致しております。

それからもう一点は、昨今この予定されてる津波。これを考えますと、船舶を不要になる段階では、早く解体する。廃船する。こういうことも合わせて考えていかなければならない。このように考えております。

それですね、課長の方は漁協が主体でやれということでもありますので、これは、この点はまた漁民の皆さんも考えをさせていただいて、漁協ができるのか、漁民一人一人のそういう長年の苦労に対してやるのか、こういうことも考えて検討せないかんと思いますが。

その奨励的な感覚では、どのように感じますか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

漁船を畳むということが最近、佐賀漁港の場合ですが、親しい漁師の方々が今まで一生懸命やってきた漁を終えるという、非常に寂しい。今まで毎日のように沖へ行っていた方が沖へ行けなくなるという、そういう生活の糧としていたものがなくなるという寂しさが非常に、その歩く姿からも非常にこう私もよく拝見することがございます。未来永劫ずっと、足が立たなくなるまで沖へ行っていて頑張ってもらいたいと思いますが、なかなか年には勝てず、どうしても漁船を畳まざるを得んという状況が高齢化の中では出てきております。

そうしたときに、一定のそういうことは考えることは必要かと思いますが、町としてはすきすきの漁港を見るのは非常に寂しい思いがします。できたらその漁船を再利用して、新しい漁師、また、その漁船が欲しい方をまずは探してマッチングして、それを再利用してもらいたい。そういう思いがございます。で、そこでどうしてもできない場合には次の手を打つということでもありますので。

中土佐町の場合を非常に今年になって聞く中では、一遍途絶えておったものが、やはり高齢化の中でどうしてもそういうニーズがあって、町としてもそういうことを腰を上げたということがありますので、町としても何らかの格好で事業化に向けた検討を漁協さんと、どこが事業主体になっていくのかとかいう細かいやりとりはありますけれども、何とか考えていきたいなと思います。もう少し時間を頂きたいと思います。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

津波の観点で申しますと、家屋の廃止については補助金を出して、解体については町も頑張っておられます。

この船も力が無くなると、廃船も解体もようしなくなる。そうしたら、そこら辺りに係留させておくというような状況とか、陸の上に揚げておくとかいうことになるかと思いますが。もう二度と乗らないというような状況になった船は、早めに町も力を貸して解体していくと。廃船していくということが大事であろうと思いますので。

本人の負担、当然ながら自分が長年使ってきたものですので、本人の負担も当然要ります、要りますけれど、そのうちの3分の1でも2分の1でも、何10パーセントなるか金額的なものになるか分かりませんが、早くこれを解体してですね、いざ津波で新たな災害を起こさないような、これも家の問題も同じです。危ないものは早くのけろ、ということでもありますので。そういう観点からいきますと、この廃船の考え方を少し津波対策にも合わせて考えていただけたらどうかなと思います。

今課長の言われますように、本人とか漁協とかいうことはこれからの検討課題でありますけれど、一つの船舶が将来ほたくられて、これが津波の邪魔になるというような観点から言うと、早くその都度その都度処理していくべきであろうと思いますが。

この点では、課長どうですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

津波被害の抑止という意味においてもですね、非常にこの放置漁船の処分というのは非常に喫緊の課題だと思います。特に高齢化で沖止めをして、特に港から陸揚げしてそこに鎮座が長くなっているような漁船もありますので、ここらへんそういう防災面から考えても、これらの漁船の撤去というか、そういうものは非常に対策を打つべきものだと考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

先ほど課長が、廃船というかほたくり、放置されてる船が3隻ということでしたが、これは場所はどこら辺りです。黒潮町にも、聞くところによりますと、あちこちで放置されてるともあると。

これは黒潮町に限らず高知県下でも、一隻そこへ放置されると、また船をまた置くというような状況も見られております。これは東の方にもございます。できればこういう問題は、県の方にもお願いして同じように考えていかなければならない、このように感じております。

これから県との協議の中で、廃船問題どのようにしていくかということを検討願いたいわけですが、そういう方向性はないですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

先ほどの再質問にお答えします。

先ほど言いました3隻というのは、町管理漁港の入野漁港で所在不明という船が3隻あるという意味合いでございます。

で、統計的に漁船の統計表を見ますと、平成29年12月30日現在でございますが、漁船数、入野では156隻、田野浦では45隻、上川口では52隻、伊田では71隻、佐賀では278隻と、非常に500を超える船があるかと思えます。そのうち何隻までが日々活動しているのかとかいう具体的な数値はとられておりませんが、多く休眠状態の船もあったり、沖止めをして係留しておる船、そして陸揚げしてる船、相当数があるかと思えます。

これから、県が調査をしているということは、津波対策に対して何らかの改革を打ちたいということでございますので、今後県との調整を図りながら対応していきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

なかなか、こういう問題は時間をかけないと決まらない点があると思いますので、課長の方でまたしっかりとと言えるところで言っていって、検討も深めていただきたいと思います。

3番目にいきます。津波避難対策についてでございます。

天災や大災害が起きるときは、時間も季節も選ぶことなく起きますが、いざ起きたときには雨風をしのぐように、高齢者や女性や子どもに配慮した考え方を持つべきだと考えます。

各地域集落の条件に合わせた協議を町がされ、要望を踏まえてできる限りのことを実施するように、行政が寄り添うことが大事だと考えます。今後の可能性をお聞きしますということで、次の5点を挙げておりますが。

まず、津波避難場所に屋根付きの建物の設置はできないか。対応を聞きます。

これはですね、やはりいつ起こるか分からん、どんなタイミングで起こるか分からん、寒いときか暑いときか、夕方が明け方か、いろいろありますけど、その何十人も何百人もが避難した先にはですね、必ずや体調を崩される方もおられます。

そういう考えを持っておりますので、そこらの関係で屋根付きというようなことを考えていただきたいと思います。

まず、回答をお願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは山崎議員の、津波避難場所に屋根付きの建物の設置についてのご質問にお答えしたいと思います。

一時避難場所につきましては緊急な場所ではありますが、避難所に移動するまでの間について、風雨をしのぐ環境対策の一つと考えております。しかしながら、一時避難場所の状況についてはどの場所も同様の環境でございます。避難場所全てへの居住スペースの確保となると、事業費や設置条件の課題がございます。

黒潮町地域防災計画で指定されております緊急避難場所は189カ所でございます。このうち、建物のない避難場所、いわゆる自然高台等につきましては152カ所となっております。それら避難場所全てに環境を整えることは困難でございますので、屋根付き建物の設置となると建築基準法などの制約もあり、設置困難な場所がほとんどとなっております。

そうした状況により、現在、各地区の自主防災組織でさまざまな避難検討を行っていただいております。資機材整備の一環で、簡易テントの整備を進めている地域もございます。一時的な避難場所での過ごし方については、地区とも協議の上、避難場所の環境等について計画的に整備していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

私、屋根付きということ言葉で言いましたけれど、課長、屋根付きってその固定的なものばかりを造るという考えではなくてですね、やはりそれがテントの状況である場所、それから鉄骨でハウスのような格好でアーチである型、それから鉄塔を建てて、ロープを8カ所に引っ張ってその上にテントを立てるといったような屋根を考える。いろんな考え方があると思います。

ほんで、避難場所も広い場所、狭い場所、それに適している場所かそうでないか、いろいろございますので、検討していただくということで考えていただきたいわけです。

予算も当然かなりのものになりますので、今、町がその簡易テント程度でという考えであるならば、それはそれで地域と協議して納得されるようであれば仕方ないと思いますけれど、大きな人数が集まる所、そういうところにはどうするか。小さいところはどうか。それから、そういうものが設置しにくいところもありますよね。それをどうするかということを経由して十分地域と協議してですね、これからやっていっていただきたいと思いますが。

そのあたりの、今の屋根付きというのが固い話じゃなしにですね、どうですか。

もう一度、お願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

山崎議員おっしゃられるように、その地域の避難場所によって条件等異なっております。今、議員言われたように、以前、浅野議員にもご質問でございましたビニールハウスの骨材であったりとか、そういったものに関しては、高知県の総合補助金を使った中で資材に対しての補助は頂けるということになっています。

そうしたものを有効に使いながら、なおかつ、行政がこの形でやってくれということではなくて、それぞれの場所に合った形、こんなものがないかといった意見を吸い上げながら。

ただ、そうは言ってもなかなか整備というのは、全ての条件が整うということはなかなか難しいことだと思います。そうしたことを話しながら、どういったものがあるかといったことを検討し、計画的に整備を進めていきたいというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

ぜひ、新しい発想で考えていただきたいと思います。

2 番に移ります。

避難場所に簡易トイレも考えておくべきだと思うがと、その対応をお聞きします。

この簡易トイレは、各地域との話し合いの中でも各職員がおいでで、こういうトイレの在り方もありますよということは教えていただいたこともあります。

これがほんで全般に行き届いているのかどうかを、まずお聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは山崎議員の、避難場所へ簡易トイレの整備についてのご質問にお答えしたいと思います。

災害時のトイレでは、排泄物における細菌により、感染症や害虫の発生、トイレが不衛生であるためトイレの使用をためらい、水分を控えることによる脱水症状等の健康障害を引き起こす恐れが生じます。議員ご指摘のとおり、災害用トイレの必要性は感じているところでございます。

黒潮町では、避難所で避難所運営マニュアルを作成した個所について環境整備を行っております。その県の避難所環境整備事業を活用し、その避難所運営マニュアルを作成した所では一定整備を図ってきたところでございます。

また、避難場所につきましても防災倉庫を設置しております 109 カ所のうち、昨年度までに 86 カ所に 1 基ずつ配備を致しました。

未配備個所につきましては、今後、防災倉庫を設置する個所の 10 カ所と合わせて、順次整備する予定としております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

簡易トイレ、だんだんと整備していくということですので。

簡易トイレも、ああいう避難場所では野原でやります、大体が。誰もがみられる所でありますので。特に女性の方に配慮したような、囲いとかカーテンとか、そういうものも考えていただかなければならないと思いますが、そういうとこまで配慮があるのかどうか。

課長、お願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

最初の質問でお答えすればよかったんですけども、避難場所にトイレを設置した個所に関しましては、個別に 1 人が入れるようなテントも同様に整備をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

それでは次へまいります。

3 番ですが、佐賀の東公園に屋根付きの建物ができないかということでございます。

これ、また屋根付きという言葉が出ましたけれど、ここはですね東公園運動場でございます。ここは日ごろから、スポーツの関連の練習もされたり使用されてるわけですけど、トイレぐらいしか今のところないですね。観客が来たときに、やはり屋根も必要ではないかという考え方もあります。それから、あそこを避難にいざ使うというときも、屋根付きの場所が要るのではないかという発想から、このような意見があります。

それから、今スポーツツーリズムで黒潮町も各地域へ整備を進めておりますので、そういうことも併せてですね、あそこのグラウンドはかなり広いですので、できる限りそういう屋根付きの場所も造って、いざというときにも使えるというようなことを考えていただきたいわけですが、いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは山崎議員の、佐賀の東公園に屋根付きの建物ができないか、のご質問にお答え致します。

佐賀の東公園につきましては、高知県の公園区域となっております。設置可能な工作物は限られている状況です。

建物を設置するためには、目的が公営利用に係る施設として位置付けられていることが必要でございます。さらに、その施設については通常時の使用についての有効性、有益性の整理が求められることとなります。

公園内の建物について、地震津波からの避難者が利用する施設として副次的な使用は可能でございますけれども、公園区域内で、議員ご質問の屋根付きの建物については、地震津波対策を主目的とした建物の設置はできない状況でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

地震津波対策を目的には当然、公園の用地ですのでできないと思いますが。

逆に、そしたらスポーツ関係で必要性があるというような目的を添えてですね、造られる考えはないですか。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは山崎議員の再質問にお答えを致します。

まず、情報防災課長の答弁と重なる部分がありますけれども、議員もご承知のとおり、都市計画公園内の施設と致しましては設置が決められている施設の種類のございます。その中で、公園施設として設置をするのであれば、やはり日常利用していただける施設である必要がございます。従いまして、現状でその建物が公園施設として求められていて、設置後に有効利用されるのか、その検証が必要だと考えております。

また、県への公園施設整備に対する要望というのは多岐にわたっておりまして、近年では、既存施設の修繕個所もだいぶ増えております。公園施設には、競技力の向上であったり健康増進、コミュニティーの場、観光

施設として、また、おっしゃられるように防災施設としての機能など、多くの機能が求められているところでございまして、従いまして、それら全体を総合的に整理して検討することが必要であると、そのように考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

利用できる状況にあるかどうかいうことは、現在ほとんど利用できにくい建物、必要とないというような考え方になってきます。

でも町がですね、あそこのグラウンドをどう活用するかと。ちょっと話が飛び過ぎて申し訳ないですけど、活用するかということを考えていかないとできないということです。そういう方面からぜひ、あそこのグラウンドもつたいない、活用していくと。それができたら、目的に沿うようなものができれば、いざというときにも利用できることは、そういう結果になると思います。

まずは町の計画の中、教育委員会の計画の中等で、あそこをどう利用するかということが大事であろうかと思しますので、スポーツツーリズムという一つの観点から言えば、ぜひそういう方向性を持ってあそこの土地の活用、公園の活用ということを考えていかないと、今どれぐらいの利用頻度が分かりませんが、あまり活用が年がら年中あるというものではないと思いますが。

今後ですね、ぜひそういうことを踏まえて考えていただきたいと思います。

もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

今回はですね、いろいろご提案をいただきましたが切り口が防災ということでして、残念ながらその都市公園法の中でも枠組みの中に収まらないということで、主目的として防災を掲げることはできませんが、先ほどもおっしゃっていただきましたように、恐らく単一の目的だけではなかなか事業効果は出にくいと思います。従って、公園施設としての整備はし、防災拠点施設としても利用をし、そういったいろんな目的の複合性が求められることであろうと思います。

今、県が力を入れているのはですね、スポーツツーリズムに力を入れていただいておりますし、もちろん防災もそうです。それから、昨今では一番今クローズアップされているのは、幼少期から少年時代までの競技力の向上。こういったことがすごくたわれておまして。基本的には、公園区域内ですので県に施設の整備要望をするということになりますと、県の目的としっかりと合致しなければならない。そして、地元の受け入れ態勢としてはこういうことがございますというのを、全体の絵を描いてですね、要望はさせていただきたいと思います。

特に、議員が恐らくご心配されておられます、人口集中地域であります佐賀地域においてはですね、最小限の一時避難場所は用意をしましたがけれども、雨風がしのげる、そういったある一定の規模の施設というのはございません。これは当町にとりましても大きな課題の一つになっておまして、これから少しお時間を頂いて、全体整備をした上で要望活動を始めたいと思います。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

ありがとうございます。

それでですね、次にまいります。

これもまた予算がかなり要るものでして、難しいかと思えますけれど、佐賀の城山と願成寺の山とに橋を架けられないかということでございます。

これは明神、会所、浜町の一部の避難場所が城山という所にございまして、この城山から長期になる可能性のときには、野田の坂というところもありまして、そこの上へ橋を架けていただいて、今言う東公園の方に動けるような状況にしていきたいというのが、私の質問の内容でございます。

ぜひ、この問題はお金の問題もありますし、強度の、橋ということは強度もありますし心配な面もありますけれど、逃げるという観点からではより安全な場所へ導くということが大事でありますので、ここの検討できないか。

お願い致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは山崎議員の、城山と願成寺の山とに橋を架けられないかのご質問に対してお答えしたいとます。

津波避難タワー、避難路等の避難施設につきましては、平成 29 年度まで国の緊急防災・減災事業債と高知県津波対策加速化臨時交付金の活用の上、町の実質的な負担がない中で進めてまいりました。現在は、高知県の交付金がない状況であるため、今後要望として挙げられる避難施設については防災事業のみならず、他の事業と同様に、必要性、緊急性などを総合的に判断しながら対応していく必要があると考えております。

城山と願成寺を結ぶ橋につきましては、願成寺からの移動として一定の効果はあると思いますが、避難後に対応するための整備となりますので、その他の施策との緊急度、優先度、また費用の面から判断すると、橋りょうの設置は現状では困難と考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

なかなか難しいと思えますけれど、津波が来た、こういうときに平常の生活レベルの所は飲み込まれてしまう。あと、じゃあどうみんなが安心してそこで我慢できるか、何日我慢できるかという場合。それから、いや、もう我慢もなかなかしにくいという状況も出るかも分かりませんので、これは難しいという課長の答弁、そういう状況にあると思えますけれど。今後もぜひそういう視点を頭に置いて、自主的に、町の財源ではできにくいのかも分からんけど、県の財源も研究しながらできればやっていきたいという、前向きの答えがほしかったわけですけど、まあ、今後の検討ということでよろしくお願い致します。

それから 5 番ですが、出口の海岸沿いから避難場所に行くのに何カ所かの橋がありますが、これらの橋が地震で大丈夫か、というような声をお聞きします。現状はどうなっているのかお聞きしますが。

確かに、出口の病院の方面に行ってみますと右側に橋が何カ所かございます。そこを地域の人の避難通路ということになっておるようですので、じゃあ橋が壊れたら私らは逃げられないのかというような心配をされておる方がおります。

この橋の耐久性とか、耐震性とかいうことはどういう状況になってるか、まずお聞きます。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは山崎議員の、出口地区の避難場所への橋についてのご質問にお答え致します。

現在、町道にある橋りょうの総数は256橋ありますが、耐震診断は全ての橋りょうにおいて行っていないのが現状でございます。これらの橋りょうについては、5年に一度の近接目視による定期点検診断が義務付けられており、黒潮町においても平成26年度より点検を行い、平成30年度、昨年度で1巡目を終えました。

1巡目の診断結果において判定区分がⅢおよびⅣと診断された橋りょうについては修繕等の対策を行っていく必要があります、計画を立て順次対応してまいります。また、橋りょうの経路や迂回路の有無、災害時の仮設や復旧見通しなど、総合的な判断の下、必要であれば落橋防止対策を含めた措置をする必要があると考えております。

ご質問の、出口地区の海岸線沿いから避難場所への避難道において、県道中村下田の口線沿いにある河川に架かる橋を通らなければ避難できない箇所が3カ所ございます。そのうちの1つの橋が町道に架る松の下橋でございまして、昨年度定期点検を実施しております。診断結果の判定につきましてはⅢとなっており、修繕が必要になっています。橋りょうの修繕については長寿命化修繕計画を策定致しましたので、計画に沿って順次工事を行ってまいります。この松の下橋においては、令和4年から令和5年にかけて、設計、工事を行う予定としておりますが、地震対策としての落橋防止については設計時に検討が必要と考えております。

なお、残りの2橋につきましては、修繕等の計画はできていないのが現状でございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

橋りょうについては、危険な箇所は危険であるという。それから、これからどうするかということですが。

じゃあ、そういう危険な橋がある場合に、今度の津波対策ではなかなか避難が難しいねということが予測されればですね、やっぱり地元にもそれなりに状況判断をしていただくようなことを伝えておかないと、飛び出したら、さあ通るところがないよということじゃあいけませんので、この何年かのうちにこういう点検とか補強とかこういうことをしてまいりますので、安心して避難場所まで逃げれるようにしていきますというようなところで話が進まないですね、住民は結果的には避難道路を造っても、なかなか利用が難しいということになると心配になります。

ぜひですね、防災課長もそういうことを踏まえてですね、地元とぜひ協議を深めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そういう点でどうですか、今後。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃられるように、橋りょう等が落橋して、逃げられないというケースがあるということは現実でございます。ただ、言われるように橋だけではなくて、ブロック塀が崩壊したりとか、家屋の崩壊であったりとか、また、実際造った避難道に関しても確実に残っているかということは、現状では言えない状況にあります。そうしたことから、地域の皆さんには複数路の避難経路を考えて想定しておいてくださいといったことは、これまでも申してきました。

また、これから避難経路に関しましては、整備できる所があれば整備をしていくと。それぞれの部署でやっていただけることもありますが、こうしたことを進めながら、また避難に関してはこれまで同様、住民の皆さんと共有しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

防災についてとか、こういう問題についてはですね、やはりちょっとの油断が命をなくするということにもなりかねませんので、ぜひこれからもですね、細かい配慮をしていただきながら執行部の方で取り組んでいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、13 時 30 分まで休憩します。

休 憩 11 時 41 分

再 開 13 時 30 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、議案第 7 号、黒潮町森林環境譲与税基金条例の制定についてから、議案第 10 号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

各委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、宮川徳光君。

総務教育常任委員長（宮川徳光君）

それでは、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査について報告を致します。

今回付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、議案第 7 号の黒潮町森林環境譲与税基金条例の制定についてと、議案第 9 号の令和元年度黒潮町一般会計補正予算についての 2 議案でございます。

審査の結果は、2 議案共に全会一致で可決すべきものとなりました。

なお、提案理由につきましては、本会議にての説明と重複する点も多いと思われませんが、ご了承ください。

では、審査内容についてご報告致します。

まず、議案第 7 号の黒潮町森林環境譲与税基金条例の制定についてでございます。

理由と致しまして、当初予算時には、この森林環境譲与税は交付金としてそのまま一般会計に入り、執行する形を取っておりましたが、その後、使途の明確化を図るために一旦基金に積み立ててから、取り崩して当該年度に執行するようにとの国、県よりの指示がありまして、今回、この基金条例を制定するものになったとの説明がありました。

この件につきましては、特段の質疑、また討論もなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

続きまして、議案第9号の令和元年度黒潮町一般会計補正予算につきましてでございます。

まず、歳入からですが。

先ほどの議案第7号の黒潮町森林環境譲与税基金条例の制定に関連した森林環境譲与税についてですが、15ページですかね。

当初予算で、交付金1,100万の歳入と、それを直接に歳出の方で新たな森林環境システムということでさまざまな使途が確定をしております。

このような状況の下、今回の補正と、先ほどの議案第7号の黒潮町森林環境譲与税基金条例が制定されますと、交付金があった場合、まず、15ページの歳出の積立金の森林環境譲与税基金に積み立てておきまして、その後、当該年度内に歳入の14ページの繰入金で、予算が充当される形になっているとしております。

委員よりは、この件ではありませんが、同じく14ページの加持本村地区排水路改良事業につきまして、この町債400万円につきましては、本会議の説明では県工事に伴う流末の工事で町負担とのことでありますが、持ち出しは必要なのかという質問がありました。

これにつきまして、県の事業で保安林の治山工事があった場合、住宅地に下りてきた流末につきましては町が施工することとなっております、今回予定の加持本村の裏山の保安林の崩れを防ぐための土砂止め等を含めて処理する治山工事につきましても、同様の対応をしたことによるものだとの説明がありました。

場所につきましては、集落の東側の付近です。

今回は測量、設計の予算となっておりますが、これに係る工事費については1,000万円以上掛かると思われるとのことですが、それも含めて、この起債、合併特例債を充てる計画としているとのことでした。

そのほかの歳入につきましては、補助率に応じた国庫支出金や県支出金が計上されているとの説明がありました。

続きまして、歳出についてでございますが。

15ページの総務費につきまして、先ほどから申し上げております森林環境譲与税の関係の1,100万円が計上されております。

なお、この譲与税の額は、年額で、令和元年から令和3年までは1,100万円、その後、令和4年から令和6年までは1,600万円の予定となっているとのことです。

また、令和6年から、仮称森林交付税の新設により、個人住民税の均等割の納税者に対し年間1,000円が付加されて徴収されることになっているとの説明もありました。

委員からの要望としまして、地籍調査が遅れている現状があり、この譲与税について拡大解釈をすると地籍調査にも使えるようになっていると思えるが、線引きをきちんとして使うようにしてほしいとの意見がありました。

これに対しまして、譲与税の期間と環境税として確定をした後の期間と2段階に分かれておりまして、環境税は完全目的税となりますので、国から厳しい指導、制限がかかる。この譲与税のうちは環境税の額の確定まで待てないので、手前にスロープをつけて徐々に増やしていく形になっている。この間、基本的には自由に使っていていいという形にはなっているが、税が重複する形になってくるため国も慎重になっており、明らかに林業振興という目的に合致した使途になっていることを国民に説明ができるようにとのことになっている、という説明がありました。

このほか、情報化推進費として委託料109万3,000円が出ておりますが、この委託料は、消費税改定に伴います保守体制の対応、就学前の障がい児の発達支援への対応のためにシステム改修をするものとのことで、内

容的な主管課は健康福祉課とのことですが、システム改修費用として情報防災課の主管の情報化推進費にて予算化しているとのことでございます。

続きまして、16 ページですが。

くじら保育所のプールの日よけの柱の梁の修繕費として 25 万円を計上しているとのこと。

同じく、16 ページからの 10 款の教育費についてですが、17 ページに移りまして、幼稚園費の負担金として施設型給付費 130 万円の内容は、町内に住所がある児童、幼児が町外に通園する私立の幼稚園に給付するものとのこと。当初 1 人を予定しておりましたが、4 月当初から四万十市内の幼稚園に 3 人の入園申込みがあり、加えまして 6 月 1 日に満 3 歳になられたということで、同じく四万十市内の幼稚園に 1 人が入所して、合計 4 人の負担金が必要になったことによる増額補正とのことでした。

出の方は以上で、その後の地方債補正につきましては限度額を 400 万円増額するというものでございますが、これについての質疑は特段ありませんでした。

以上のような説明や質疑応答がありました。

この件につきましても討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものとなっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、澳本哲也君。

産業建設厚生常任委員長（澳本哲也君）

それでは、産業建設常任委員会の報告を致します。

まず、8 号議案ですけれども、黒潮町介護保険条例の一部改正する条例についてでございます。

これは、今まで 9 段階の保険料のうち、1 段階のみ保険料が軽減されるものでした。今回、3 段階まで広がり、保険料の金額も広がったということでもあります。

委員からも、低所得者に対して、保険料軽減強化がなされたとか、うれしいことであるということの意見が出ました。

それで、9 号議案にいきます。9 号議案、一般会計補正予算についてです。

まず、3 款民生費であります。

民生費の 28 節繰出金ですけれども、介護保険特別会計繰出金として国庫負担金の軽減で 1,363 万 7,000 円、そして事務システム改修として 60 万 5,000 円を計上。

そして、3 款の 1 報酬と 7 の賃金でありますけれども、これは子育て包括相談員が非常勤として雇うつもりでしたけれども、雇用形態が変わり、臨時職員への移行のため、賃金として 121 万 3,000 円を計上しますということです。

4 款衛生費であります。衛生費、この保健センターの職員が産休のため、臨時職員の賃金 216 万 9,000 円、9 カ月分を計上しております。

5 款労働費。これは、7 節の賃金であります。これは当初も組んでおりましたけれども、人員確保の予算として

1,589 万円（後段で、山崎議員から 1,508 万 9,000 円との指摘、訂正あり）。これは全体の緊急的予算ということとであります。5 月末日までに職員が 2 名退職したことなど、緊急時に必要だということで 1,589 万円（後段で、山崎議員から 1,508 万 9,000 円との指摘、訂正あり）組んでおるということであります。

6 款農林水産業費であります、13 委託料です。

先ほども宮川委員長から説明ありましたが、県工事に伴う県工事事業排水に伴う流末処理の工事。加持本村地区排水路設計委託料 400 万でございます。

以上、この一般補正についてはあまり意見も出ませんでしたので、次に進みました。

10 号議案、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてであります。

121 万円を増額し、17 億 622 万 3,000 円ということとあります。

まず、歳出の 121 万円は、消費税引き上げによるシステム改修費、また介護職員の処遇改善などもあり、システム改修費として 121 万円を計上しております。

歳入ですが、低所得者の保険料軽減化が図られ、市町村が所得の少ない者の保険料を軽減した場合に、減額した額の総額を一般会計から特別会計に繰り入れる仕組みを創設されたことにより、介護保険料から一般会計へ繰入金振替調整したものということとあります。

以上で委員会の報告を終わりますけれども、今回、あまり当委員会にも質問等意見が出ませんでした。

よって、当委員会に付託された議案を審議した結果、全会一致で議案全てに可決ということになっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

山崎君。

4 番（山崎正男君）

委員長の報告の中で、労働費の数字が、呼び方が 1,589 万というような言い方だったと思いますので、これは確認願います。

産業建設厚生常任委員長（澳本哲也君）

すいません、訂正します。

1,508 万 9,000 円です。すいません。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および各常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 7 号、黒潮町森林環境譲与税基金条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第7号の討論を終わります。

次に、議案第8号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第8号の討論を終わります。

次に、議案第9号、令和元年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第9号の討論を終わります。

次に、議案第10号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第10号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なします
ので了承をお願いします。

初めに、議案第7号、黒潮町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 8 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号、令和元年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 9 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、議員提出議案第 1 号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、および議員提出議案第 2 号、国連各委員会の沖縄県民を先住民族と認めて保護するべきとの勧告の撤回を求める意見書についてを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 1 号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提出者、小永正裕君。

1 番（小永正裕君）

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてでございます。

過疎債というのは大変使い勝手のええ起債でありまして、1950 年代の半ばごろから、各地方から都市へ集中する動きが非常に高まりまして、老若男女問わず、中学校卒業生、あるいは高校を卒業してから、みんな働きに来てたわけです。女の人も、紡績工場とか、そういう所へ大量に働きに出掛けました。

それで、地方の農産漁村は若い労働者が少なくなって、大変過疎に悩んだというふうなことがありました。その地域を維持するためにもどうしても資金が必要だということで、合併特例債とほぼおんなじような条件で起債できますんで、大変大事なものになっています。

1970 年に、ここに書かれておりますように過疎地域対策緊急措置法が制定されてから 10 年の時限立法として続けてまいりました。そのたびに延ばしてきたわけですが、現在は 5 年間の時限立法となっております。

今度、令和 3 年の 3 月いっぱい、今の 5 年期限で切れる予定となっておりますけども、現在は少子高齢化がどんどん進んで、ますます過疎化がひどくなっておるところでございます。

これの対策に、どうしてもこの過疎対策が必要だというふうなことで、またこの時限立法ですが、延長していただくように意見書を提出するものです。

提出者は、黒潮町議会議長、小松孝年。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通省大臣の、各大臣に提出するものでございます。

全会一致で可決していただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（小松孝年君）

これで、議員提出議案第 1 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第1号の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第1号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第2号、国連各委員会の沖縄県民を先住民族と認めて保護すべきとの勧告の撤回を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提出者、中島一郎君。

13 番 (中島一郎君)

議員提出議案第2号、国連各委員会の沖縄県民を先住民族と認めて保護すべきとの勧告の撤回を求める意見書についてでございます。

上記の議案について、会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出をするものでございます。

この内容については、早朝に皆さまのところに配布しておりますので、一読をされていると思います。

これは、2008年に国連の自由権規約委員会で、琉球、沖縄の人々を先住民族と認めて、その権利を保障すべきという勧告が出て以来、日本政府は、日本には先住民族はアイヌ以外は存在しないと否定し続けているが、2014年までにさらに3回も、同様の趣旨の勧告が出されております。

そういう状況下の中で、沖縄の県民は何一つ関与してないところでこのような行動が起こり、ほんとに反社会的国際運動や市民外交センターなどの動きにより、そのことを国連に訴えてこの問題が起こされたことになっております。

よりまして、私たちの祖国日本が永遠に繁栄するためには、このような誤った国連勧告を撤回させ、日本国民の絆を守らなければならないということであります。

このことにより、私たち黒潮議会は、日本政府および関係省庁に早急に、沖縄の人々は先住民族だという国連各委員会の誤った認識を正し、勧告を撤回させるよう強く要望するものであります。

国連が過信した、沖縄の人々が先住民だという誤った認識がこれ以外国際社会に広まらないように、速やかに正しい沖縄の情報を多言語で発信していただくことを強く要請するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出致します。

提出先は、内閣総理大臣、以下、沖縄県知事、財務大臣。

以上ですので、全会一致のご協力をよろしくお願いします。

議長 (小松孝年君)

これで、議員提出議案第2号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第2号の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第2号の質疑を終わります。

これで、議員提出議案の提案趣旨説明および提出者に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、議員提出議案第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第1号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第2号、国連各委員会の沖縄県民を先住民族と認めて保護するべきとの勧告の撤回を求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

これは初日にも私、意見を述べましたが、この意見書に反対の立場で討論致します。

沖縄は、もう皆さんもご存じのように長い間、沖縄の人から見ると本土といいますけど、本土とは違う歴史を持っています。それはご存じだと思いますけど、全く違う歴史がありまして、琉球国と言って独立した国でした。民国とも経済交流があつて、経済的にも独立した国だったんですね。

そういう長い間の歴史の違いから、文化も風土も、もちろん言葉も違うと。そういう中で、長年のその暮らしの中でずっと息づいてきた、つくり上げてきた中では、アイデンティティーももちろん違います。

でも今は、明治になって日本になって、今、れっきとした日本国民です。日本国民ですが、彼らは先住民族であることには間違いないです。

違いは違いとして認めることは、何もですね、違いを認めよっていうことは差別ではありません。お互いの違いを認め合つてこそ、ほんとの民主主義だと思います。

それは違いを認め合うものが民主主義の基本じゃないかと思ひまして、この沖縄県民を先住民族と認めて保護するべき、その勧告を撤回するというやつですから、この意見書には反対です。

議長 (小松孝年君)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第2号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承をお願いします。

初めに、議員提出議案第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号、国連各委員会の沖縄県民を先住民と認めて保護するべきとの勧告の撤回を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から、委員会においての審査および調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、議席に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定致しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

令和元年6月第2回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、今議会に提案させていただきました全ての議案につきまして、ご可決をいただきありがとうございます。

本議会を通じて賜りましたご意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (小松孝年君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了致しました。

会議を閉じます。

これで、令和元年6月第2回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14時 08分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

小松 厚年

署名議員

山本 久夫

署名議員

山崎 正男